

院外処方箋における疑義照会簡素化プロトコルについて

令和5年11月2日
真生会富山病院薬剤科

疑義照会簡素化プロトコルに基づく処方変更に係る原則

- ・ 先発医薬品において「変更不可」の欄にチェックがあり、かつ保険医署名欄に処方医の署名又は記名・押印がある場合は、処方薬を後発医薬品に変更できない。
- ・ 「含量規格変更不可」又は「剤形変更不可」の記載がある場合は、その指示に従う。
- ・ 処方変更は、各医薬品の適応及び用法用量を遵守した変更とすること。また安定性や溶解性、体内動態等を考慮し、利便性が向上する場合に限る。
- ・ 患者に十分な説明（適正な服用・使用方法、安定性、価格等）を行い、同意を得た上で変更する。

1. 各種問い合わせ窓口

① 処方内容（調剤に関する疑義・質疑など）

TEL：0766-52-2156 各診療科・処方医

② プロトコル・処方修正報告書に関して

TEL：0766-52-2168 FAX：0766-52-5375 薬剤科

2. 処方変更・調剤後の連絡

本プロトコルに基づき処方変更し調剤した場合、処方修正報告書（別紙1）を記入し上記②へFAX送信してください。後発品の変更調剤については本プロトコルの合意締結の有無に拘らず全て連絡不要です（可能な限りお薬手帳に記載して下さい）。

3. 疑義照会不要例（ただし、麻薬、注射薬、吸入薬に関するものは除く）

① 成分名が同一の銘柄変更

例：ボナロン錠 35mg → フォサマック錠 35mg、アレンドロン酸錠 35mg

※ 先発品 → 併売先発品、後発品 → 先発品への変更、後発品→別銘柄後発品も可能。

② 剤形の変更

例：ノルバスク錠 5mg → ノルバスク OD 錠 5mg

ムコダイン錠 500mg 1錠(粉碎) → ムコダイン DS50% 1g

ボナロン経口ゼリー35mg → ボナロン錠 35mg

※ 用法・用量が変わらない場合のみ可（体内動態等も考慮すること）。

※ 外用剤の剤型変更は不可 クリーム剤 → 軟膏、軟膏 → クリーム剤の変更等。

③ 複数規格製剤がある場合の処方規格の変更

例：5mg 錠 1 回 2 錠 → 10mg 錠 1 回 1 錠

40mg 錠 1 回 0.5 錠 → 20mg 錠 1 回 1 錠

※ 適応症が変わる場合、疑義照会が必要。

④ 経腸栄養剤の患者希望によるフレーバー変更。

例：アミノレバン EN 配合散（フルーツ） → 同（コーヒー）

⑤ 経過措置などによる一般名への変更による名称変更。

例：マグラックス錠 330mg → 酸化マグネシウム錠 330mg

⑥ 患者希望あるいは服用状況等の理由により、処方薬剤を一包化すること

※ 一包化によりアドヒアランスの向上が見込まれると判断できる場合に限る。

※ 抗悪性腫瘍薬およびコメントに「一包化不可」と記載がある場合を除く。

※ 必ず患者に服用方法、負担額について説明し、同意を得てから調剤を行う。

※ 患者希望により一包化調剤を外すことも可。

⑦ 薬剤服用歴管理指導簿（以下、薬歴）上、継続処方されている処方薬に残薬があるため、
投与日数を調節（短縮）して調剤すること（外用剤の本数の変更も含む）

※ 他の薬局を利用している場合、お薬手帳や口頭で処方継続が確認できれば、調節は可。

⑧ 内服薬の用法が頓服あるいは回数指定にて処方箋に記載があり、具体的な用法が口頭等
で指示されている場合の用法の追加

⑨ 外用剤の用法（適用回数、適用部位、適応タイミング等）が口頭で指示されている場合に
用法を追記すること。

例：ロキソニンテープ 100mg 1 日 1 回 → 1 日 1 回 1 回 1 枚 腰に貼付

※ 処方箋上、用法が空白で、薬歴上あるいは患者面談により用法が明確な場合に限る。

4. その他

処方変更された場合は、「お薬手帳」や「お薬説明書」での情報提供を徹底してください。

5. 運用開始日

令和 5 年 11 月 2 日